

学校施設開放の今後のあり方について(中間報告)

1 これまでの取組

(1) 学校施設開放のあり方と方向性を策定(令和2年2月)

学校施設の貸出方法や運営、受益者負担のあり方等の課題について検討するため、令和2年2月に「学校施設開放の今後のあり方と方向性について」を策定し、令和元年度墨田区議会定例会2月議会で報告した。

(2) 検討委員会等の設置及び検討(令和2年6月～令和3年2月)

検討委員会2回、検討分科会3回の計5回開催し、学校施設開放に係る次の4課題について、今後のあり方と方向性を検討した。

自主的な運営方法・貸出ルールの見直し
受益者負担のあり方
利用者の利便性向上
コロナ禍における学校施設開放のあり方

検討委員の構成(16名)

スポーツ団体(体育協会、スポーツ推進委員協議会ほか)、利用団体代表(室内競技団体、屋外競技団体)、地域団体(青少年育成委員会連絡協議会、町会・自治会連合会ほか)、学校関係(小学校PTA協議会代表・中学校PTA連合会代表、小・中学校長)、区職員

(3) 現在の貸出状況

学校施設利用者のうち、全体の5割超が全額免除の団体であり、その8割超が少年団体である。なお、学校施設開放に係る経費に対する収入額は4～5%となっている。

2 今後の方向性

(1) 自主的な運営方法の構築、貸出ルールの見直し

八広小学校、本所中学校をモデル校として検証を重ねた上で、運営方針を定めていく。

(2) 受益者負担(使用料の見直し)のあり方

墨田区総合教育会議(令和2年2月)での意見

サービスを受ける人と受けない人の公平性、空調機設置などの設備投資及び維持管理経費等の観点から、利用者には一定の使用料負担が求められる、等の意見が多くあった。

少年団体利用の有料化

少年団体が加盟するスポーツ連盟・協会（9団体）を対象に、施設利用の有料化等に係るヒアリング等を実施した。（令和2年6月）

- ・連盟及び協会から「サービスを受ける人と受けない人の公平性、施設の維持管理経費等の観点から、低廉の金額であれば少年団体の有料化は、やむを得ない。」との意見が多くあった。
- ・有料化には「利便性の向上」と「有料化」を一緒に考えるべきである。
- ・使用料に関する利用団体へのアンケート結果は、高い（0%）、適正（62%）、安い（27%）、その他（11%）であった。（令和元年12月）

以上の意見等を踏まえて、使用料の見直しについて検討を進める。

（3）利用者の利便性の向上について

- ・支払の利便性や簡素化を図るため、コンビニエンスストアのマルチコピー機を活用した使用料の納付及び発券について検討する。
- ・屋内運動場に整備した空調設備に係る光熱費の検証も踏まえて、総合的に検討する。

（4）コロナ禍における学校施設開放のあり方

学校教育活動と地域に開かれた学校づくりとの両立を図り、適宜、貸出休止の方法や使用ルールを見直す。

3 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・区議会へ中間報告 | 令和3年3月 |
| ・方針の決定 | 令和3年9月 |
| ・関係団体等調整 | 令和3年度下半期 |
| ・改正条例案の提出 | 令和3年度下半期～令和4年度上半期 |
| ・施行 | 令和4年度中 |